

京都市契約公報発行規則を廃止する規則を公布する。

平成16年3月22日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第103号

京都市契約公報発行規則を廃止する規則

京都市契約公報発行規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に発行された京都市契約公報については、この規則による廃止前の京都市契約公報発行規則第4条及び第5条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(関係規則の一部改正)

3 京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「京都市契約公報に掲載して」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により」に改める。

(理財局財務部調度課)